

ディサービスセンター あっとほーむ
「指定認知症通所介護・指定介護予防認知症通所介護」重要事項説明書

社会福祉法人 小羊会
ディサービスセンター あっとほーむ

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(滋賀県指定 第2570400297号)

当事業所は、指定認知症通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	7

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 小羊会
法人所在地	滋賀県近江八幡市北之庄町1096-2
電話番号	0748-32-7254
代表者氏名	理事長 長谷川 卓
設立年月日	昭和60年2月

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定認知症通所介護事業所・平成16年10月1日指定 県
2570400297号

(2) 事業の目的 認知症通所介護事業の目的は、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な生活上の世話（支援）及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものであり、また、介護予防認知症通所介護事業は、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものである。

(3) 事業所の名称 ディサービスセンター あっとほーむ

(4) 事業所の所在地 滋賀県近江八幡市船木町1192-5

(5) 電話番号 0748-31-3132

(6) 事業所長（管理者）氏名 宮本 敬子

(7) 当事業所の運営方針

- 1 本事業所の認知症通所介護事業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話（支援）及び機能訓練を行う。また、介護予防認知症通所介護にあたる事業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 上記の他、滋賀県及び近江八幡市の条例の規定を遵守する。
- 4 法人の運営する保育園園児との生活交流、また地域住民の集いの場として、地域福祉的な役割を持った運営を図る。
- 5 ご本人の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるとともに、人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の機会を確保する。

(8) 開設年月 平成16年10月1日

(9) 利用定員 12人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 近江八幡市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休（年末年始 12/30～1/3 は休所）
受付時間	8時15分～17時15分
サービス提供時間	9時10分～16時15分

4. 職員の配置状況

当事業所では、指定認知症通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	2名	2名以上
3. 生活相談員	1名	
4. 看護職員（機能訓練指導員）	0.5名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
介護職員・生活相談員	勤務時間： 8時15分～17時15分
看護職員（機能訓練指導員）	勤務時間： 8時45分～12時15分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

	内容	時間帯
入浴	<p>介助浴～一般家庭にあるお風呂より少し大きい浴槽。日常生活リハビリを目的とする。</p> <p>介護支援専門員による入浴方法の指示あれば受け入れる。</p>	9時半から 15時
排泄	個人の身体状況ニーズに合わせ随時誘導	<p>トイレ誘導—随時</p> <p>おむつ交換—随時</p>
機能訓練	特に、個人のニーズを、身体的、精神的、知的、情緒的な各方面で分析し、日常生活動作の中で基本的な動作訓練のほか、レクリエーションを用いた援助を行う。	日常生活の中で、記憶障害に配慮した個別対応を随時対応
送迎	一般車両および福祉車両により送迎を行う。職員が危険に配慮し対応する。	<p>お迎え—8時30分開始</p> <p>送り—16時15分</p>

〈付加サービス〉

上記のサービスのうち、送迎については、サービス対象地域外は付加サービスとして、別途付加サービス料が必要となります。

〈指定認知症通所介護・指定介護予防認知症通所介護サービス利用料金〉

下記の料金表によって、要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご本人の要介護度に応じて異なります。）

介護予防通所介護 介護度	費用	1日の利用		
		1割	2割	3割
要支援1	サービス単位	861単位		
	自己負担額	876円	1,752円	2,628円
要支援2	サービス単位	961単位		
	自己負担額	978円	1,956円	2,961円
通所介護 介護度	費用	1日の利用		
		1割	2割	3割
要介護度1	サービス単位	994単位		
	自己負担額	1,011円	2,022円	3,033円
要介護度2	サービス単位	1,102単位		
	自己負担額	1,120円	2,240円	3,360円
要介護度3	サービス単位	1,210単位		
	自己負担額	1,231円	2,462円	3,693円
要介護度4	サービス単位	1,319単位		
	自己負担額	1,342円	2,684円	4,026円
要介護度5	サービス単位	1,427単位		
	自己負担額	1,452円	2,882円	4,323円

サービスの種類	料金単位	自己負担額の目安			備考
飲食代 昼食・おやつ等	850円	850円			食事の提供を受けた場合 1回につき
入浴介助	40単位	1割	2割	3割	入浴介助を受けた場合。 1回につき
		41円	82円	123円	
サービス提供 体制強化加算	22単位	1割	2割	3割	本事業所が当該加算の体制・人員要件を満たしている場合 (1回につき)
		22円	44円	66円	

(付加サービス料金)

(介護職員処遇改善費加算について)

サービス利用合計の18.1%の割合で介護職員処遇改善費Iが加算されます。

☆要支援、又は要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、新規申請に遡って自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆食事の提供に要する材料に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 昼食代（コーヒーやおやつ含む） 1食 850円

	内容	時間帯
食事	昼食を提供する。おかゆ、きざみ食など個人のニーズに合わせて提供する。また、一般的な配慮程度の糖尿病食、減塩食の対応は可能。	12時頃

当日10時以降のキャンセルは料金（800円）が発生します。昼食作り日は前日まで

② 通常の事業実施区域外への送迎

特別な事情により、本事業所の津城の事業実施地域以外の地区への送迎が必要となった場合は、当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

通常の事業実施地域を超えた地点から片道毎に 100円

② レクリエーション活動

ご希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用でご本人に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：パンツ式 150円／1枚

紙おむつ 100円／1枚

尿パット 30円／1枚

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

<介護保険給付の支給限度額を越えるサービス>

介護保険給付の支給限度額を超えるサービスについては、以下の金額が全額自己負担となります。

介護度	本人負担額の目安
要支援1	8,760円
要支援2	9,780円
要介護1	9,920円
要介護2	11,020円
要介護3	12,100円
要介護4	13,190円
要介護5	14,270円

付加サービス料金

サービスの種類	料金目安	備考
食事	850円	
入浴	410円	
サービス提供強化	223円	

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、利用料金の支払いは、毎月27日にご指定の預金口座からの自動振替とします。

2. 自動振替の手続が完了するまでの間は、施設からの納付書により納付して下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

○利用予定日の前に、ご都合により、認知症通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに介護支援専門員を通して若しくは直接、事業者へ申し出てください。

○利用予定を中止される場合は、特にキャンセル料は頂きませんが、できる限り前日までに事業所に連絡して下さい。但し、体調不良等正当な事由がある場合は、当日のキャンセルも可能です。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望される期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

6. 苦情の受付について(契約書第24条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

受付方法	受付日・時間
電話受付 TEL 0748 (31) 3132	営業日受付時間内
面接受付 場所	あっとほーむ

(2) 行政機関その他苦情受付機関

近江八幡市 介護保険担当課	所在地 近江八幡市土田町1313 電話番号 33・3511 FAX 31・2037 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 大津市中央4丁目5番9号(滋賀国保会館) 電話番号 077-510-6605 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
滋賀県運営適正化委員会	所在地 草津市笠山7-8-138 長寿社会福祉センター内 電話番号 077-567-4107 FAX 077-561-3061 受付時間 午前8時30分～午後5時00分

7. 緊急時・事故発生時の対応

(1) 緊急時の対応

サービス提供中に体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及びご家族等へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

(2) 事故発生時の対応

サービス提供により、事故が発生したときは、速やかにご本人の家族、市町村、居宅介護支援事業者等へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。また、事故発生の原因究明、再発の防止に必要な対策を講じます。

ご利用者の主治医	医療機関名	
	医師名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先(家族など)	氏名(続柄)	
	電話番号	
居宅介護支援事業者	事業者名	
	担当者	
	所在地	
	電話番号	

8. 非常災害時の対応

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うとともに、事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
ディサービスセンター あっとほーむ

説明者職名
氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

本人住所 近江八幡市_____

氏名_____

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

食堂兼機能訓練室	38.23㎡
相談室	1室
浴室	介助浴 1室
送迎車	4台

(3) 事業所の周辺環境*

緑多く、静かな環境

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

12名の利用者に対し2名の介護職員を配置しています。

生活相談員…日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

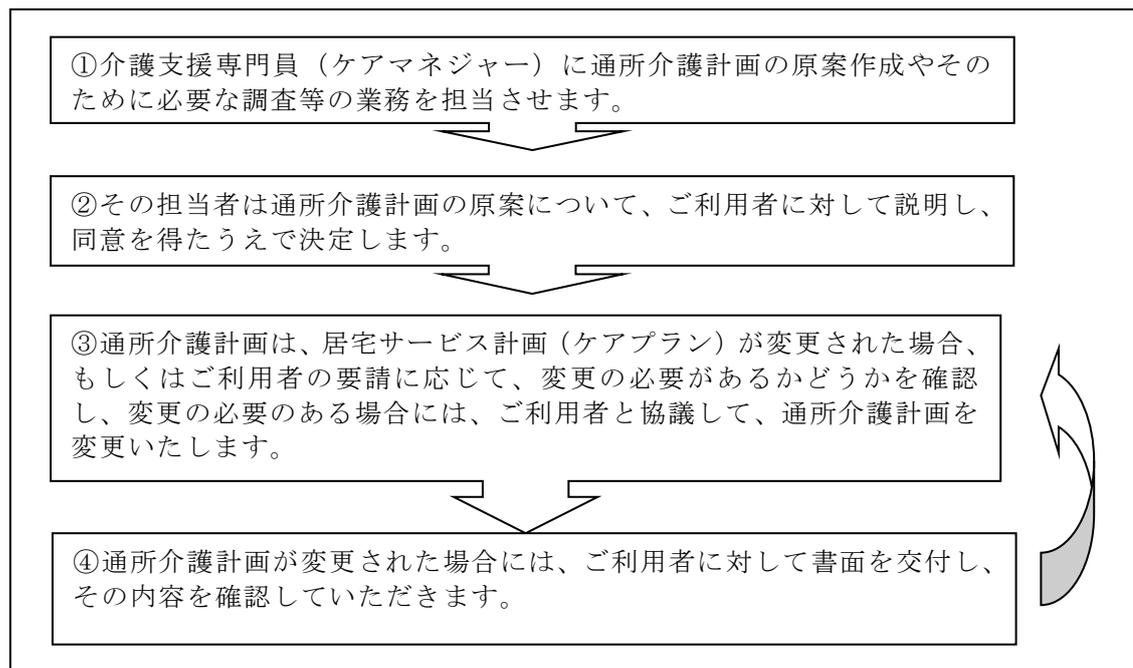
1名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員…主に健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助、機能訓練等も行います。

0.5名の看護職員を配置しています。

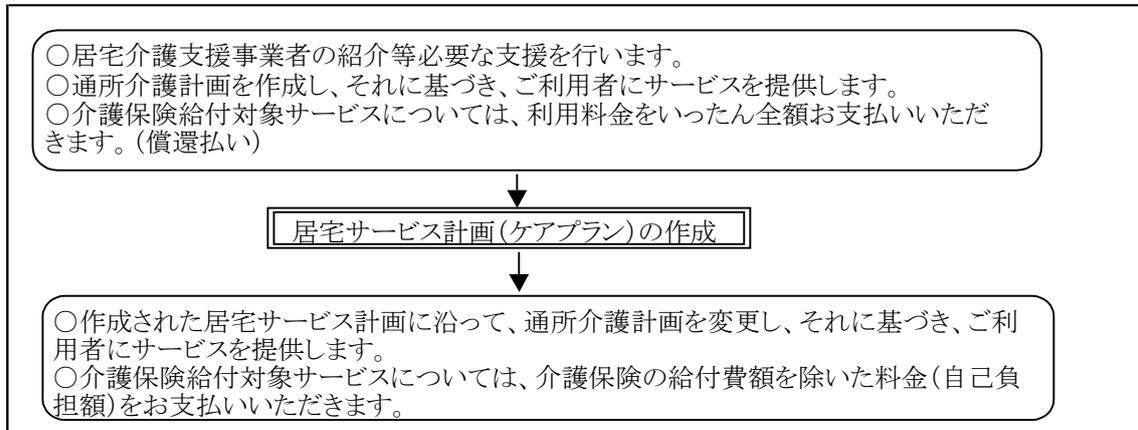
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

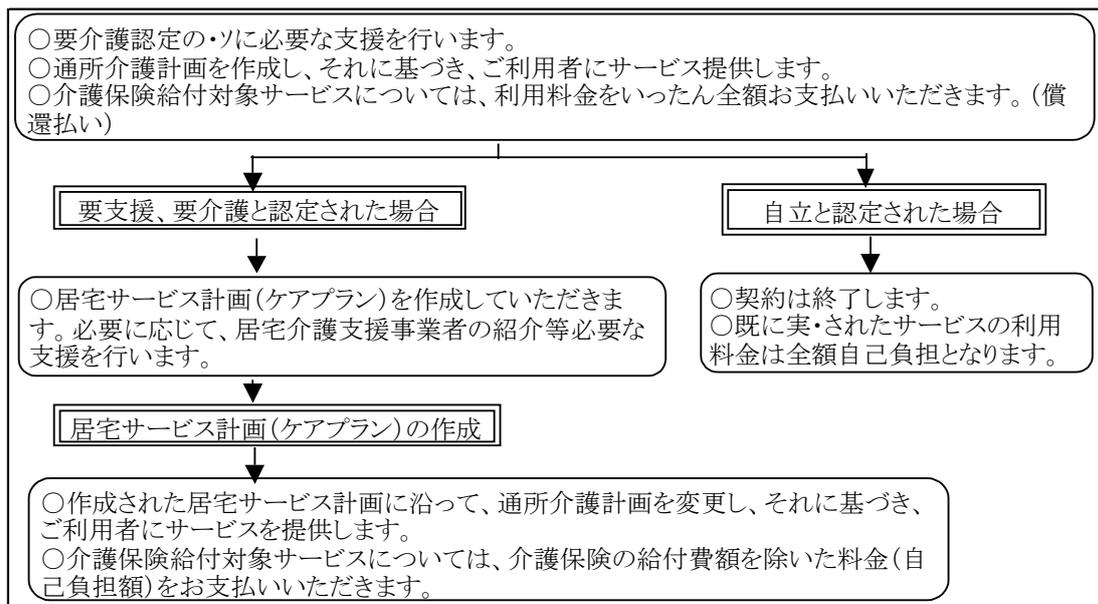


(2)「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援、要介護認定を受けている場合



②要支援、要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご本人から聴取、確認します。
 - ③提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご本人又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④サービス提供時において、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご本人又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご本人に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 喫煙
事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご本人に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご本人に故意又は過失が認められる場合には、心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第18条参照)

- ①死亡した場合
- ②要介護認定により、心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入院された場合
- ③「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご本人の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、解除させていただくことがあります。

- ①契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご本人の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 個人情報の保護について

個人情報保護の観点から、利用中止後2年を経過した情報については、処分対象となります。